

適格請求書発行事業者登録番号(インボイス制度)について

令和5年10月1日から導入が予定されている、消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書(インボイス)の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

阿武町ではインボイス制度の導入に先立ち、一般会計において、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号(登録年月日:令和5年10月1日)	
阿武町(一般会計)	T7000020355020

問い合わせ先 阿武町総務課 財政係 08388-2-3110